

事 務 連 絡
令和4年2月25日

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室長

地域福祉課生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金及び新型コロナウイルス感染症
生活困窮者自立支援金の申請期間の延長等について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援については、本日、プレスリリースしたとおり(別添参照)、緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の特例貸付及び住居確保給付金の特例措置(再支給及び職業訓練受講給付金との併給)(省令改正予定)、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末までとしていた申請期限を令和4年6月末まで延長します。

また、この延長に伴い、令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の特例貸付の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末までとしています。

つきましては、本取扱いについてご了解いただきますようお願い申し上げます。

令和4年2月25日
○特例貸付、住居確保給付金について
社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室

○自立支援金について
社会・援護局 新型コロナウイルス感染症生活
困窮者自立支援金業務推進室

代 表 :03-5253-1111

報道関係者 各位

緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の延長等について

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の特例貸付及び住居確保給付金の特例措置（再支給及び職業訓練受講給付金との併給）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、令和4年3月末までとされていた申請期限を令和4年6月末まで延長します。

なお、この延長に伴い、令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の特例貸付の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末までとします。